

久喜市
都市計画法第34条第11号に基づく区域(浸水ハザードエリア重ね図)No23L

令和四年一月現在



凡例

 条例第3条第1項に基づく土地
（環境の保全に支障があると認められる予定建築物の用途は、居住の用に供する一戸建ての住宅（賃貸の用に供するものを除く。）以外の建物とする。）
(最低敷地面積300m²が適用される区域)

 条例第3条第1項に基づく土地
（環境の保全に支障があると認められる予定建築物の用途は、居住の用に供する一戸建ての住宅（賃貸の用に供するものを除く。）以外の建物とする。）
(最低敷地面積300m²が適用されない区域)

 【浸水ハザードエリア】
都市計画法施行令第29条の9
第9号又は第7号（第1項第1
項第2号口に限る。）に該当す
る区域
(利根川、荒川、小山
川又は中川が氾濫した場合の想
定浸水深が3m以上である土地
の区域)

15	16	17
22	23L	24
30	31	32

